

令和7年3月28日

精華町議会

議長 三原和久様

総務事業常任委員会

委員長 奥野弘佳

(公 印 省 略)

総務事業常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第15号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	原案可決
議案第16号	職員等の旅費に関する条例一部改正について	原案可決
議案第17号	精華町職員の給与に関する条例等一部改正について	原案可決
議案第18号	精華町職員の育児休業等に関する条例一部改正について	原案可決
議案第19号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正について	原案可決
議案第20号	精華町交流ホールの設置及び管理に関する条例一部改正について	原案可決
議案第21号	精華町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例等一部改正について	原案可決

議案第28号	精華町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例一部改正について	原案可決
議案第29号	精華町公共下水道条例一部改正について	原案可決
議案第30号	精華町水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例一部改正について	原案可決
議案第31号	町道路線の認定について	原案可決
議案第33号	精華町消防団員等公務災害補償条例一部改正について	原案可決

議案第17号 精華町職員の給与に関する条例等一部改正について

【委員会での討論】

◀ 反対討論 ▶

なし

◀ 賛成討論 ▶

- 扶養手当の見直しにおける、配偶者の働き方に中立というのは、男女の中立という意味である。

しかし、配偶者への扶養手当を2年かけて廃止することについては、例えば親の介護であるとか、いろいろな事情もあるわけであり、少数の人を大切にするという観点から、配偶者手当をなくすべきではないということを申し述べて、本議案に賛成する。

議案第30号 精華町水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例一部改正について

【委員会での討論】

◀ 反対討論 ▶

- 本議案は職員の減少に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の確保が困難であることを理由にして、大学の学部要件や実務経験の短縮などの資格要件を緩和するものであるが、それは水道体制の質的弱体化につながる。

そもそも水道事業は、正常に豊富な水を供給することにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図っていくという、本来の目的に沿って維持していくためには、必要な人員体制の質と量を維持、充実した上で、蓄積された知識や経験の継承、発展を図るための配置を継続的に行うべきである。

しかも、現在は職員が不足してるわけではないということであり、また、PFAS問題で、住民から本町の水道行政に対して重大な関心と不安が寄せられているときであることから、国の緩和した要件を本町の水道行政にそのまま持ち込むことは、住民

の命の水を扱う本町の主体的な水道行政を著しく侵害することであり、住民の立場に立って、こうした条例改正には賛成できないことから、本議案に反対する。

《 賛成討論 》

な し